

人材確保のための **介護・障害** 処遇改善の改正点

令和**8**年**6**月版

本書は「介護報酬の解釈（**1**単位数表編・**2**指定基準編・**3**QA・法令編）」および「障害福祉サービス報酬の解釈」令和6年4月版の別冊に位置づけています。

これらの書籍の内容により補うことで、令和8年度臨時報酬改定後の介護報酬および障害福祉サービス等報酬の全体を把握することができます。

また、本書に収めきれなかった情報などは、「ウェブコンテンツ」として公開しています（詳細は5頁参照）。下記URLまたは右の二次元バーコードよりアクセスしてご活用ください。

<https://media.shaho.co.jp/n/nd52c937bd090>



人材確保のための 介護・障害 処遇改善の改正点

第1章 介護報酬編

1 節 令和8年度介護報酬改定の解説

令和8年度介護報酬改定の全体像 …… 10

1 介護職員等処遇改善加算の拡充

- 1-1 令和8年度処遇改善加算・算定フローチャート …… 11
- 1-2 介護職員等処遇改善加算の拡充イメージ …… 12
- 1-3 令和8年度処遇改善加算・加算率一覧 …… 14
- 1-4 令和8年度処遇改善加算・算定要件一覧 …… 16
- 1-5 計画書・実績報告書の作成・提出等 …… 22

2 食費の基準費用額・負担限度額の見直し等 …… 23

2 節 介護報酬単位数表等

I-1 指定居宅サービスの介護報酬

- 1 訪問介護 …… 26
- 2 訪問入浴介護 …… 28
- 3 訪問看護 …… 30
- 4 訪問リハビリテーション …… 32
- 5 居宅療養管理指導〔改正なし〕
- 6 通所介護 …… 34
- 7 通所リハビリテーション …… 36
- 8 短期入所生活介護 …… 38
- 9-1 短期入所療養介護
(介護老人保健施設) …… 40
- 9-2 短期入所療養介護

(病院・診療所) …… 42

- 9-3 短期入所療養介護
(介護医療院) …… 46
- 10 特定施設入居者生活介護 …… 48
- 11 福祉用具貸与〔改正なし〕

I-2 指定地域密着型サービスの介護報酬

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 …… 50
- 2 夜間対応型訪問介護 …… 52
- 2の2 地域密着型通所介護 …… 54
- 3 認知症対応型通所介護 …… 56
- 4 小規模多機能型居宅介護 …… 58
- 5 認知症対応型共同生活介護 …… 60
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護 …… 62
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 …… 64
- 8 複合型サービス …… 66

I-3 指定居宅介護支援の介護報酬 …… 68

II 指定施設サービス等の介護報酬

- 1 介護福祉施設サービス …… 70
- 2 介護保健施設サービス …… 72
- 3 介護医療院サービス …… 74

III-1 指定介護予防サービスの介護報酬

- 1 介護予防訪問入浴介護 …… 76
- 2 介護予防訪問看護 …… 78
- 3 介護予防訪問リハビリテーション …… 80
- 4 介護予防居宅療養管理指導〔改正なし〕
- 5 介護予防通所リハビリテーション …… 82
- 6 介護予防短期入所生活介護 …… 84
- 7-1 介護予防短期入所療養介護
(介護老人保健施設) …… 86

7-2 介護予防短期入所療養介護 (病院・診療所)	88
7-3 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	92
8 介護予防特定施設入居者生活介護	94
9 介護予防福祉用具貸与〔改正なし〕	

Ⅲ-② 指定地域密着型介護予防サービスの介護報酬

1 介護予防認知症対応型通所介護	96
2 介護予防小規模多機能型居宅介護	98
3 介護予防認知症対応型共同生活介護	100

Ⅲ-③ 指定介護予防支援の介護報酬

Ⅳ 総合事業の介護報酬

1 訪問型サービス費	104
2 通所型サービス費	106
3 介護予防ケアマネジメント費	108

3節 処遇改善加算事務処理 手順・様式例等

①介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分） （令和8年3月13日老発0313第6号 介護保険最新情報Vol.1479）	110
②「介護職員等処遇改善加算に関するQ & A（第1版）」の送付について（令和8年3月13日老人保健課事務連絡 介護保険最新情報Vol.1479）	138

4節 食費・その他の見直し

①食費の基準費用額・負担限度額等

(1)食費の基準費用額：介護保険法第51条の3第2項第一号及び第61条の3第2項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食費の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年

9月7日厚生労働省告示第411号）	154
(2)食費の負担限度額：介護保険法第51条の3第2項第一号及び第61条の3第2項第一号に規定する食費の負担限度額（平成17年9月7日厚生労働省告示第413号）	154
(3)居住費・滞在費の負担限度額：介護保険法第51条の3第2項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年9月7日厚生労働省告示第414号）	157

②その他の改正

(1)支給限度額対象外の費用：介護保険法施行規則第68条第3項及び第87条第3項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成12年2月10日厚生省告示第38号）	160
(2)外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費等：厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成18年3月28日厚生労働省告示第165号）	161

5節 令和7年度賃上げ・環境改善支援事業

①令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について（令和7年12月25日老発1225第3号 介護保険最新情報Vol.1454）	164
②「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に関するQ & A（第2版）」の送付について（令和8年3月13日老人保健課事務連絡 介護保険最新情報Vol.1475）	187

第2章 障害福祉サービス等報酬編

1節 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の解説

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の全体像

1 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充

- 1-1 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充イメージ 196
- 1-2 令和8年度処遇改善加算・算定フローチャート 198
- 1-3 令和8年度処遇改善加算・加算率一覧 199
- 1-4 令和8年度処遇改善加算・算定要件一覧 202
- 1-5 計画書・実績報告書の作成・提出等 208
- 1-参考 国庫負担基準の見直し 209

2 令和8年度における臨時応急的な見直し

- 2① 就労移行支援体制加算の見直し 210
- 2② 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し 211
- 2③ 応急的な報酬単位の特例 215

2節 障害福祉サービス等報酬単位数表等

1-1 計画相談支援 218

1-2 地域相談支援

- 第1 地域移行支援 220
- 第2 地域定着支援 221

1-3 障害福祉サービス

- 第1 居宅介護 222
- 第2 重度訪問介護 224
- 第3 同行援護 225
- 第4 行動援護 226
- 第5 療養介護 227
- 第6 生活介護 228

- 第7 短期入所 230
- 第8 重度障害者等包括支援 231
- 第9 施設入所支援 232
- 第10 自立訓練（機能訓練） 234
- 第11 自立訓練（生活訓練） 236
- 第11の2 就労選択支援 238
- 第12 就労移行支援 239
- 第13 就労継続支援A型 240
- 第14 就労継続支援B型 242
- 第14の2 就労定着支援 253
- 第14の3 自立生活援助 254
- 第15 共同生活援助 256

2-1 障害児相談支援 260

2-2 障害児通所支援

- 第1 児童発達支援 262
- 第3 放課後等デイサービス 266
- 第4 居宅訪問型児童発達支援 268
- 第5 保育所等訪問支援 269
- 別表2第1（旧）主として難聴児経過の児童発達支援 270
- 別表2第2（旧）主として重症心身障害児経過の児童発達支援 271
- 別表2第3（旧）医療型経過の児童発達支援 272

2-3 障害児入所支援

- 第1 福祉型障害児入所施設 273
- 第2 医療型障害児入所施設 274

3節 処遇改善加算事務処理手順・様式例等

- ①「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和8年度分）（令和8年3月31日障障発0331第1号・こ支障第78号） 276
- ②「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第1版）」の送付につい

て（令和8年4月9日障害福祉課・障害児支援課事務連絡）…………… 304

4 節 臨時応急的な見直しQ&A・その他の見直し

①臨時応急的な見直しQ&A：「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和8年3月31日）」の送付について（令和8年3月31日障害福祉課・障害児支援課事務連絡）…………… 314

②その他の改正

(1)国庫負担基準：こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成18年9月29日厚生労働省告示第530号）…………… 330

(2)定める地域：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域（平成21年3月30日厚生労働

省告示第176号）…………… 332

(3)サービス管理責任者：指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）…………… 333

(4)児童発達支援管理責任者：障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）…………… 334

5 節 令和7年度賃上げ支援事業

①障害福祉分野の職員の賃上げ支援事業の実施について（令和7年12月26日障発1226第7号）…………… 336

②障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業の実施について（令和7年12月26日こ支障第447号）…………… 352

③「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業に関するQ&A（第2版）」の送付について（令和8年3月19日障害福祉課・障害児支援課事務連絡）…………… 368

》》 ウェブコンテンツのご案内 《《

『人材確保のための介護・障害 処遇改善の改正点』では、紙幅の関係で収められなかった情報などを「ウェブコンテンツ」として公開しています。たとえば次のような情報を掲載しています。

● 第1章参考資料 令和8年度特例要件「ケアプランデータ連携システム」「生産性向上推進体制加算」

● 第1章2章参考資料 令和8年度特例要件「連携推進法人」

● 第1章附録① 介護報酬の算定構造

● 第1章附録② 算定体制の届出

● 第2章附録 障害福祉サービス等報酬の算定構造

また、発刊後の追補情報等も掲載の予定です。

下記URLまたは右の二次元バーコードよりアクセスしてご活用ください。

<https://media.shaho.co.jp/n/nd52c937bd090>



第1章2節 介護報酬単位数表等および 第2章2節 障害福祉サービス等報酬単位数表等 について

報酬を規定する「単位数表告示」「関係告示」「留意事項通知」

事業所や施設が実施した介護サービスや障害福祉サービスの対価、すなわち介護報酬や障害福祉サービス等報酬は、「**単位数表告示**」により定められています。法律では給付に関する規定のなかで、厚生労働大臣やこども家庭庁長官が定める基準により算定した額を基に支給することが定められています。こうした法律の規定に基づき費用の額を定めたものが、単位数表告示です。単位数表告示は、法律に基づく給付の分類などに応じて設定されており、介護報酬・障害福祉サービス等報酬のなかでも、サービスによって複数設定されています。

単位数表告示に記されている内容をみていくと、たとえば「別に厚生労働大臣が定める基準」や「別にこども家庭庁長官が定める基準」のように、単位数表告示とは別の告示による記述に基づくものとするルールが設定されている場合があります。こうした、別の基準などを定めている告示を、本書では「**関係告示**」と呼んでいます。

一方、単位数表告示が示された際に、留意する事項として、関係部局や担当課より発出された通知が、「**留意事項通知**」です。関係告示と異なり、単位数表告示のなかにこれを参照する規定などはありませんが、単位数表告示において留意すべき事項などをまとめたものであり、基準の詳細を示す内容となっています。

第1章2節・第2章2節の単位数表等の構成

本書の第1章2節や第2章2節では、こうした別々の文書によって示されたルールを、内容に応じてまとめることで、一覧できるように編集しています。**①単位数表告示**、**②関係告示**、**③留意事項通知**それぞれの記述を簡単に参照することができ、理解を踏めることができる構成となっています。

実際にサービスごとに構成している告示や通知については、介護報酬については7頁、障害福祉サービス等報酬については8頁をご参照ください。

関係通知とQ&A

単位数表告示の内容を補足する留意事項通知ですが、単位数表告示と関係告示との関係のように、留意事項通知のなかでも、別の通知においてさらに詳細が示されている場合があります。こうした通知は、「**関係通知**」などと呼ばれています。

また、告示や通知の内容に関する疑義は、「**Q&A**」という形で担当課より事務連絡が発出されます。

令和8年度の介護報酬改定や障害福祉サービス等報酬改定において、大きなトピックとなるのは介護職員等処遇改善加算や福祉・介護職員等処遇改善加算の見直しですが、これらの加算には留意事項通知において、それぞれ別の通知を参照するよう規定されています。

さらに、これらの加算においては独自のQ&Aが事務連絡として発出されています。

こうした関係通知やQ&Aについては、第1章3節や第2章3節で掲載しています。

第1章2節・第2章2節を踏まえさらに深掘りする内容として、ご活用ください。

- 27 -

8

第1章 介護報酬編

1 節

令和8年度介護報酬改定の解説

令和8年度介護報酬改定の全体像	10
1 介護職員等処遇改善加算の拡充	
1-1 令和8年度処遇改善加算・算定フローチャート	11
1-2 介護職員等処遇改善加算の拡充イメージ	12
1-3 令和8年度処遇改善加算・加算率一覧	14
1-4 令和8年度処遇改善加算・算定要件一覧	16
1-5 計画書・実績報告書の作成・提出等	22
2 食費の基準費用額・負担限度額の見直し等	23

1 節 令和8年度介護報酬改定の解説

令和8年度介護報酬改定の全体像

介護報酬の改定は、原則、介護保険事業計画の計画期間である、3年ごとに実施されています。前回の改定は第9期計画期間の始まりとなる令和6年度に実施され、令和9年度には第10期計画期間の実施にあわせた介護報酬改定が見込まれています。

今回の改定は、**令和9年度の改定を待たずに実施された、臨時改定**となっています。これは、介護分野で働く職員のみなさまに対し、他職種との遜色のない処遇改善に向けて必要な対応を行うことなどを目指しています。具体的には、処遇改善のほか介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進、食材料費の高騰などに対応したものとなっています。

改定率は+2.03%であり、このうち処遇改善分が+1.95%、食費の基準費用額の見直しが+0.09%となっています。

1 介護職員等処遇改善加算の拡充（令和8年6月実施）

①加算率の引き上げ

→加算の対象者を介護職員のみから介護従事者に拡大し、**加算率の引き上げ**を実施します。

②新たな区分と要件の創設

→加算の新たな要件として、生産性向上や協働化に取り組む事業者を評価する「**令和8年度特例要件**」が設定されます。これにより、**従来の加算（Ⅰ）（Ⅱ）を（Ⅰ）イ（Ⅱ）イとし**、さらに「令和8年度特例要件」を満たした場合に算定できる**上位区分である（Ⅰ）ロ（Ⅱ）ロが新設**されます。

→なお、「令和8年度特例要件」を満たした場合は、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳおよび職場環境等要件を、令和8年度中に対応することを誓約することで満たしているものとみなすなどの措置も実施されます。

③対象サービスの拡大

→これまで加算の対象外であった、**介護予防サービスを含む訪問看護や訪問リハビリテーション、居宅介護支援・介護予防支援において、介護職員等処遇改善加算が新設**されます。算定要件はキャリアパス要件Ⅰ・Ⅱおよび職場環境等要件（6区分各1以上（生産性向上の取り組みは2以上）の取り組みを実施）ですが、令和8年度中に対応することを誓約することで算定を可能とする措置が設けられています。また、「令和8年度特例要件」を満たすことでも、算定が可能です。

2 食費の基準費用額・負担限度額の見直し等（令和8年8月実施）

①食費の基準費用額を100円／日引き上げ

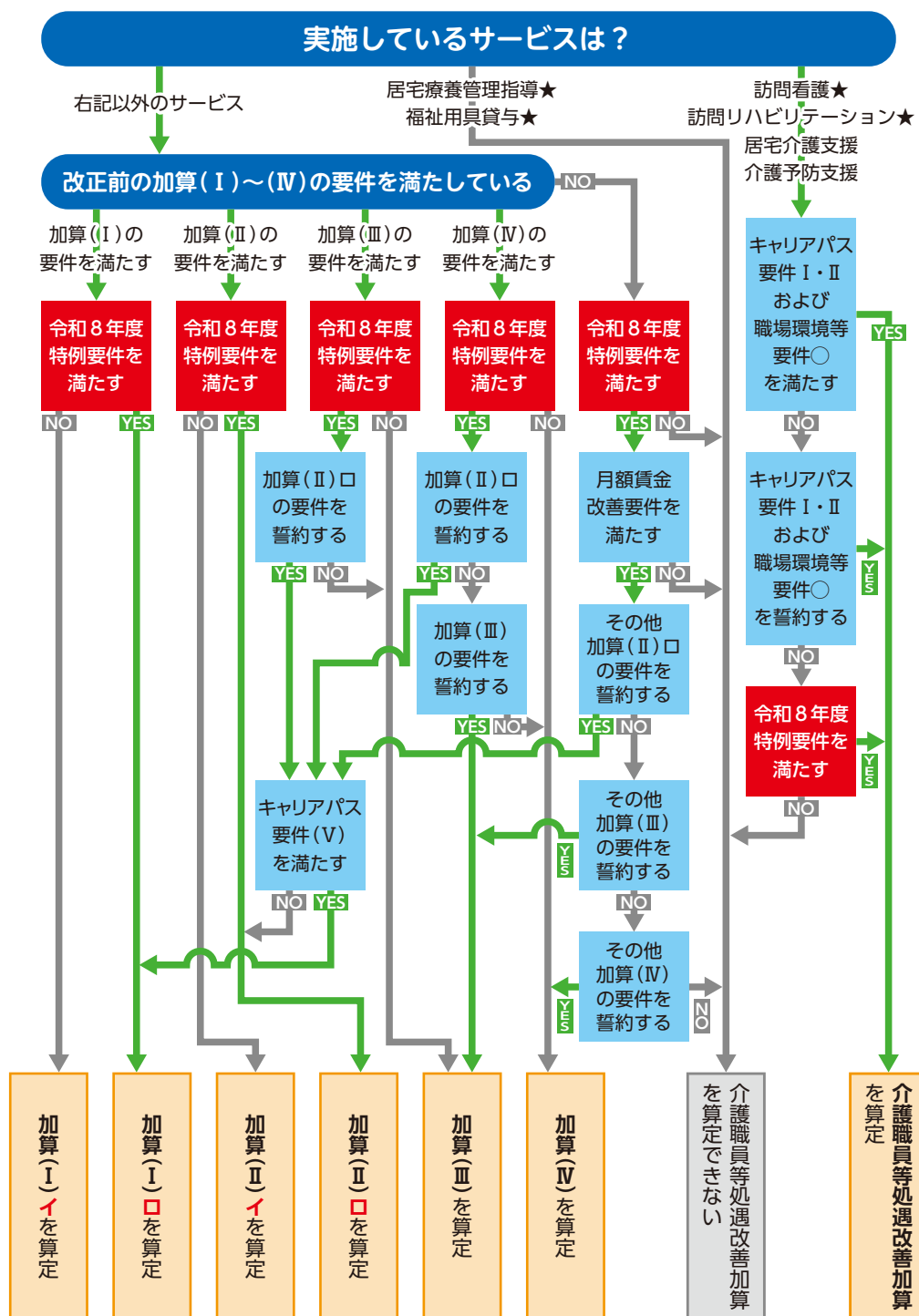
→食材料費の上昇などを踏まえ、**食費の基準費用額を1日ごとに100円引き上げ**ます。

②食費の負担限度額の引き上げ

→基準費用額の引き上げにあわせ、**食費の負担限度額を、利用者負担第3段階①の利用者は30円／日、第3段階②の利用者は60円／日引き上げ**ます。

※このほか、利用者負担第3段階②の利用者に対しては、居住費の負担限度額も100円／日の引き上げが行われます（室料を徴収しない場合の介護老人保健施設・介護医療院等の多床室を除く）

1-1 令和8年度処遇改善加算・算定フローチャート



※「★」のついたサービスは、予防給付によるサービスも同様

※各要件については15頁以降参照

※誓約については令和8年度中の対応を誓約すること

1 節 令和8年度介護報酬改定の解説

1-3 令和8年度処遇改善加算・加算率一覧

●訪問サービス

訪問介護		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
(Ⅰ)：24.5%		(Ⅰ) イ：27.0%
—		(Ⅰ) ロ：28.7%
(Ⅱ)：22.4%	➡	(Ⅱ) イ：24.9%
—		(Ⅱ) ロ：26.6%
(Ⅲ)：18.2%		(Ⅲ)：20.7%
(Ⅳ)：14.5%		(Ⅳ)：17.0%

●通所サービス

通所介護		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
(Ⅰ)：9.2%		(Ⅰ) イ：11.1%
—		(Ⅰ) ロ：12.0%
(Ⅱ)：9.0%	➡	(Ⅱ) イ：10.9%
—		(Ⅱ) ロ：11.8%
(Ⅲ)：8.0%		(Ⅲ)：9.9%
(Ⅳ)：6.4%		(Ⅳ)：8.3%

訪問入浴介護★		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
(Ⅰ)：10.0%		(Ⅰ) イ：12.2%
—		(Ⅰ) ロ：13.3%
(Ⅱ)：9.4%	➡	(Ⅱ) イ：11.6%
—		(Ⅱ) ロ：12.7%
(Ⅲ)：7.9%		(Ⅲ)：10.1%
(Ⅳ)：6.3%		(Ⅳ)：8.5%

通所リハビリテーション★		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
(Ⅰ)：8.6%		(Ⅰ) イ：10.3%
—		(Ⅰ) ロ：11.1%
(Ⅱ)：8.3%	➡	(Ⅱ) イ：10.0%
—		(Ⅱ) ロ：10.8%
(Ⅲ)：6.6%		(Ⅲ)：8.3%
(Ⅳ)：5.3%		(Ⅳ)：7.0%

訪問看護★		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
—	➡	1.8%

地域密着型通所介護		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
(Ⅰ)：9.2%		(Ⅰ) イ：11.7%
—		(Ⅰ) ロ：12.7%
(Ⅱ)：9.0%	➡	(Ⅱ) イ：11.5%
—		(Ⅱ) ロ：12.5%
(Ⅲ)：8.0%		(Ⅲ)：10.5%
(Ⅳ)：6.4%		(Ⅳ)：8.9%

訪問リハビリテーション★		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
—	➡	1.5%

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
(Ⅰ)：24.5%		(Ⅰ) イ：26.7%
—		(Ⅰ) ロ：27.8%
(Ⅱ)：22.4%	➡	(Ⅱ) イ：24.6%
—		(Ⅱ) ロ：25.7%
(Ⅲ)：18.2%		(Ⅲ)：20.4%
(Ⅳ)：14.5%		(Ⅳ)：16.7%

認知症対応型通所介護★		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
(Ⅰ)：18.1%		(Ⅰ) イ：21.6%
—		(Ⅰ) ロ：23.6%
(Ⅱ)：17.4%	➡	(Ⅱ) イ：20.9%
—		(Ⅱ) ロ：22.9%
(Ⅲ)：15.0%		(Ⅲ)：18.5%
(Ⅳ)：12.2%		(Ⅳ)：15.7%

1-3 令和8年度処遇改善加算・加算率一覧

●居住系サービス／多機能型サービス

特定施設入居者生活介護★ 地域密着型特定施設入居者生活介護		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
(Ⅰ)：12.8%		(Ⅰ) イ：14.8%
—		(Ⅰ) □：15.9%
(Ⅱ)：12.2%	→	(Ⅱ) イ：14.2%
—		(Ⅱ) □：15.3%
(Ⅲ)：11.0%		(Ⅲ)：13.0%
(Ⅳ)：8.8%		(Ⅳ)：10.8%

認知症対応型共同生活介護★		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
(Ⅰ)：18.6%		(Ⅰ) イ：21.0%
—		(Ⅰ) □：22.8%
(Ⅱ)：17.8%	→	(Ⅱ) イ：20.2%
—		(Ⅱ) □：22.0%
(Ⅲ)：15.5%		(Ⅲ)：17.9%
(Ⅳ)：12.5%		(Ⅳ)：14.9%

小規模多機能型居宅介護★		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
(Ⅰ)：14.9%		(Ⅰ) イ：17.1%
—		(Ⅰ) □：18.6%
(Ⅱ)：14.6%	→	(Ⅱ) イ：16.8%
—		(Ⅱ) □：18.3%
(Ⅲ)：13.4%		(Ⅲ)：15.6%
(Ⅳ)：10.6%		(Ⅳ)：12.8%

看護小規模多機能型居宅介護		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
(Ⅰ)：14.9%		(Ⅰ) イ：16.8%
—		(Ⅰ) □：17.7%
(Ⅱ)：14.6%	→	(Ⅱ) イ：16.5%
—		(Ⅱ) □：17.4%
(Ⅲ)：13.4%		(Ⅲ)：15.3%
(Ⅳ)：10.6%		(Ⅳ)：12.5%

●施設サービス／短期入所サービス

介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護★		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
(Ⅰ)：14.0%		(Ⅰ) イ：16.3%
—		(Ⅰ) □：17.6%
(Ⅱ)：13.6%	→	(Ⅱ) イ：15.9%
—		(Ⅱ) □：17.2%
(Ⅲ)：11.3%		(Ⅲ)：13.6%
(Ⅳ)：9.0%		(Ⅳ)：11.3%

介護老人保健施設 短期入所療養介護（介護老人保健施設）★		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
(Ⅰ)：7.5%		(Ⅰ) イ：9.0%
—		(Ⅰ) □：9.7%
(Ⅱ)：7.1%	→	(Ⅱ) イ：8.6%
—		(Ⅱ) □：9.3%
(Ⅲ)：5.4%		(Ⅲ)：6.9%
(Ⅳ)：4.4%		(Ⅳ)：5.9%

介護医療院 短期入所療養介護（介護医療院／病院等）★		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
(Ⅰ)：5.1%		(Ⅰ) イ：6.2%
—		(Ⅰ) □：6.6%
(Ⅱ)：4.7%	→	(Ⅱ) イ：5.8%
—		(Ⅱ) □：6.2%
(Ⅲ)：3.6%		(Ⅲ)：4.7%
(Ⅳ)：2.9%		(Ⅳ)：4.0%

●ケアマネジメント

居宅介護支援 介護予防支援		
旧：令和8年5月まで		新：令和8年6月から
—	→	2.1%

「★」のついたサービスは、予防給付によるサービスも同様

1

訪問介護

(単位数表・留意事項通知)

【参考】「介護報酬の解釈①単位数表編（令和6年4月版）」の142頁～173頁

訪問介護費

イ～ト〔略〕

チ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|---------------------|------------------------------------|
| (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ | イからトまでにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数 |
| (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ | イからトまでにより算定した単位数の1000分の287に相当する単位数 |
| (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ | イからトまでにより算定した単位数の1000分の249に相当する単位数 |
| (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ | イからトまでにより算定した単位数の1000分の266に相当する単位数 |
| (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | イからトまでにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数 |
| (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | イからトまでにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数 |

「介護報酬の解釈①単位数表編（令和6年4月版）」の173頁の〔令和6年6月1日から*〕を〔令和8年5月31日まで*〕とし後ろに追加
※区分支給限度基準額の算定対象外

◇介護職員等処遇改善加算について〔老企36 第2の2(25)〕

介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」〔令和8年老発0313第6号→本書110頁掲載〕）を参照すること。

【厚生労働大臣が定める基準】

→大臣基準告示・四

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一) 当該指定訪問介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

(二) 当該指定訪問介護事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

- (2) 当該指定訪問介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

- (4) 当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

- (6) 当該指定訪問介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務

内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

- (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

- (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

- (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

- (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。

- (六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

- (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

- (10) 訪問介護費における特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。

ロ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) ケアプランデータ連携システムを利用していること。

(二) 連携推進法人に所属していること。

ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (2) ロ(2)に掲げる基準に適合すること。

ホ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）イ (1)(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）イ (1)(一)、(2)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

①新介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度分)

(令和8年3月13日 老発0313第6号 介護保険最新情報Vol.1479)

介護職員の処遇改善については、平成23年度まで実施した介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続させるため、平成24年度の介護報酬改定において介護職員処遇改善加算を創設した。その後も累次の改定により加算率等の充実を図っており、令和元年10月に介護職員等特定処遇改善加算、令和4年10月に介護職員等ベースアップ等支援加算を創設した。加えて、令和6年6月からは、これらの加算を一本化し、介護職員等処遇改善加算を創設した。

さらに、令和8年度介護報酬改定においては、介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和9年度介護報酬改定を待たずに期中改定を実施し、介護職員等処遇改善加算の対象の介護従事者への拡大や、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分の創設に加え、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に介護職員等処遇改善加算を創設することとした。

加算の算定については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第127号)、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)及び「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年厚生労働省告示第95号)において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、貴管内の関係団体及び関係機関にその周知をお願いしたい。

なお、本通知は、令和8年度の介護職員等処遇改善加算に係る届出から適用することとし、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

(令和6年3月15日付け老発0315第2号厚生労働省老健局長通知)は令和8年3月31日をもって廃止する。

記

1 基本的考え方

令和8年度介護報酬改定については、「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定。以下「総合経済対策」という。)において、「介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえ、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施することとした。

また、総合経済対策において、「報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う」とされたことを踏まえ、令和7年度補正予算において、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業を盛り込み、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む介護サービス事業所又は介護保険施設(介護予防・日常生活支援総合事業の事業所を含む。以下「介護サービス事業所等」という。)の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せするとともに、介護職員について、職場環境改善に取り組む介護サービス事業所等の支援を行うこととしている。

こうした状況を踏まえ、令和8年度介護報酬改定においては、介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円(2.4%)の上乗せ措置を実施(※)することとした。

※定期昇給0.2万円を含め、合計で、介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げが実現する措置

具体的には、今回から、介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に

1 基本的考え方／2 処遇改善加算の仕組みと賃金改善の実施等／3 介護職員等処遇改善加算の要件

対する上乗せの加算区分を設けることに加え、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設けることとした。

あわせて、介護サービス事業所等の申請事務負担軽減の観点から、処遇改善加算の算定に当たっては、生産性向上や協働化に取り組む事業者や新たに処遇改善加算の対象となる事業者への配慮措置を講じることとした。

2 処遇改善加算の仕組みと賃金改善の実施等

(1) 処遇改善加算の単位数

処遇改善加算の単位数として、サービス別の基本サービス費に各種加算減算（処遇改善加算を除く。）を加えた1月当たりの総単位数に、加算区分及びサービス類型別の加算率を乗じた単位数を算定する。当該加算率は、令和8年4月及び5月については、別紙1表1-1に掲げる加算区分及びサービス類型別の加算率とし、令和8年6月以降については、別紙1表1-2から1-5までに掲げる加算区分及びサービス類型別の加算率とする。また、令和8年4月及び5月については、別紙1表1-6に掲げるサービスは処遇改善加算の算定対象外とし、令和8年6月以降については別紙1表1-7に掲げるサービスは処遇改善加算の算定対象外とする。

なお、処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外される。

(2) 賃金改善の実施に係る基本的な考え方

介護サービス事業者又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業の事業者を含む。以下「介護サービス事業者等」という。）は、処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」といい、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）を実施しなければならない。

その際、賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとする。この場合、本通知5(2)の届出を行う場合を除き、特定した項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

令和8年度に、令和7年度と比較して増加した加算額（処遇改善加算の新規算定や上位区分への移行（令和8年6月以降の処遇改善加算Ⅰロ及びⅡロへの移行も含む。）により増加した

加算額に加え、令和8年度介護報酬改定による加算率の引上げ（令和8年6月以降の算定分に限る。）により増加した加算額をいう。）について、介護サービス事業者等は、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなければならない。その際、新規に実施する賃金改善は、ベースアップ（賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることを行う。以下同じ。）により行うことを基本とする。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合（例えば、賃金体系等を整備途上である場合）には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。

処遇改善加算を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員、特に経験・技能のある介護職員（介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各介護サービス事業者等の裁量で設定することとする。以下同じ。）の処遇改善が重要であることに留意しつつ、介護サービス事業者等の判断により、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

3 介護職員等処遇改善加算の要件

(1) 別紙1表1-1から表1-4までに掲げる介護サービス事業所等

処遇改善加算Ⅰ（令和8年4月及び5月の算定に限る。以下同じ。）及び処遇改善加算Ⅰイ（令和8年6月以降の算定に限る。以下同じ。）の算定に当たっては、2に規定する賃金改善の実施に加え、以下の①から⑦までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、処遇改善加算Ⅱ（令和8年4月及び5月の算定に限る。以下同じ。）及び処遇改善加算Ⅱイ（令和8年6月以降の算定に限る。以下同じ。）については⑥の要件、処遇改善加算Ⅲについては⑤及び⑥の要件、処遇改善加算Ⅳについては④から⑥までの要件を満たさなくても算定することができる。

1 節 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の解説

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の全体像

障害福祉サービス等報酬の改定は、原則、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉計画や、児童福祉法に基づく障害児福祉計画の計画期間である、3年ごとに実施されています。前回の改定はそれぞれ、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画期間の始まりとなる令和6年度に実施され、令和9年度には第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の計画期間の実施にあわせた、障害福祉サービス等報酬改定が見込まれています。

今回の改定は、介護報酬の改定と同様、**令和9年度の改定を待たずに実施された、臨時改定**となっています。これは、介護分野での処遇改善の対応状況を踏まえ、また介護分野との収支差率や賃上げ状況の違いなど、障害福祉分野における総費用額の伸びなども勘案しつつ、障害福祉分野の職員の処遇改善、障害福祉サービス等事業者の生産性向上や協働化の促進のため、実施するものとなっています。具体的には、**1 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充**が図られます。

この福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充に係る措置による改定率は、+1.84%となっています。

このほか、障害福祉サービス等の総費用額が急激に伸びている状況や、営利法人を中心とする新規参入の増加も一因として障害福祉人材の確保が一層厳しくなっている状況も踏まえて、**2 臨時応急的な見直しも実施**されます。これは、利用者に提供されるサービスの質の確保・向上を図りつつも、制度の持続可能性を確保する観点から行われるものです。

1 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充（令和8年6月実施）

① 加算率の引き上げ

→加算の対象者を福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大し、**加算率の引き上げ**を実施します。

② 新たな区分と要件の創設

→加算の新たな要件として、生産性向上や協働化に取り組む事業者を評価する「**令和8年度特例要件**」が設定されます。これにより、**従来の加算（Ⅰ）（Ⅱ）を（Ⅰ）イ（Ⅱ）イとし**、さらに「令和8年度特例要件」を満たした場合に算定できる**上位区分である（Ⅰ）ロ（Ⅱ）ロが新設**されます。

→「令和8年度特例要件」では、ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取り組みを後押しする要件も設定されています。

→なお、「令和8年度特例要件」を満たした場合は、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳおよび職場環境等要件を、令和8年度中に対応することを誓約することで満たしているものとみなすなどの措置も実施されます。

③ 対象サービスの拡大

→これまで加算の対象外であった、**計画相談支援や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、障害児相談支援において、福祉・介護職員等処遇改善加算が新設**されます。算定要件はキャリアパス要件Ⅰ・Ⅱおよび職場環境等要件（6区分各1以上（生産性向上の取り組みは2以上）の取り組みを実施）ですが、令和8年度中に対応することを誓約することで算定を可能とする措置が設けられています。また、「令和8年度特例要件」を満たすことでも、算定が可能です。

※このほか、訪問系サービスにかかる国庫負担基準について、改定内容を踏まえた措置が実施されます。

2 令和8年度における臨時応急的な見直し

①就労移行支援体制加算の見直し（令和8年4月施行）

- 一般就労への定着へ向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算として**就労移行支援体制加算が設定されています（該当するサービスは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型）**。
- 一方、同じ利用者について事業所と一般企業の間で複数回離職を繰り返し、その都度加算を取得する事業者に関する報道がなされたことから、制度趣旨に沿った運用が行われるよう、**一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限（定員数まで）を設定するなど、適正化**が行われます。

②就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し（令和8年6月施行）

- 就労継続支援B型では、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、平均工賃月の算定方法の見直しが行われ、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入されました。この見直しにより、平均工賃月額が約6,000円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加しました。
- こうした状況に対応し、**就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しが実施**されます。
- 見直しの対象となるのは、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の前後で区分が上がった事業所**であり、(1)基本報酬区分の基準額を3,000円引き上げる、(2)区分が下がる事業所の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する措置が実施されます。

③応急的な報酬単位の特例（令和8年6月施行）

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっているなか、一定の収支差率を確保しつつ、事業者数や利用者数の伸びは継続しています。こうした点を踏まえて、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、**新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施**します。
- 具体的には、**収支差率が高く、かつ事業所が急増しているサービス類型（就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）を対象とし、令和8年6月1日以降に新規指定された事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間に、一定程度引き下げた基本報酬を適用**します。

◆参考「2 令和8年度における臨時応急的な見直し」対象サービス一覧

対象サービス	①就労移行支援体制加算の見直し	②基本報酬区分の基準の見直し	③応急的な報酬単位の特例
生活介護	○	—	—
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	○	—	—
就労継続支援A型	○	—	—
就労継続支援B型	○	○	○
共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）	—	—	○
児童発達支援	—	—	○
放課後等デイサービス	—	—	○

1 節 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の解説

1-1 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充イメージ

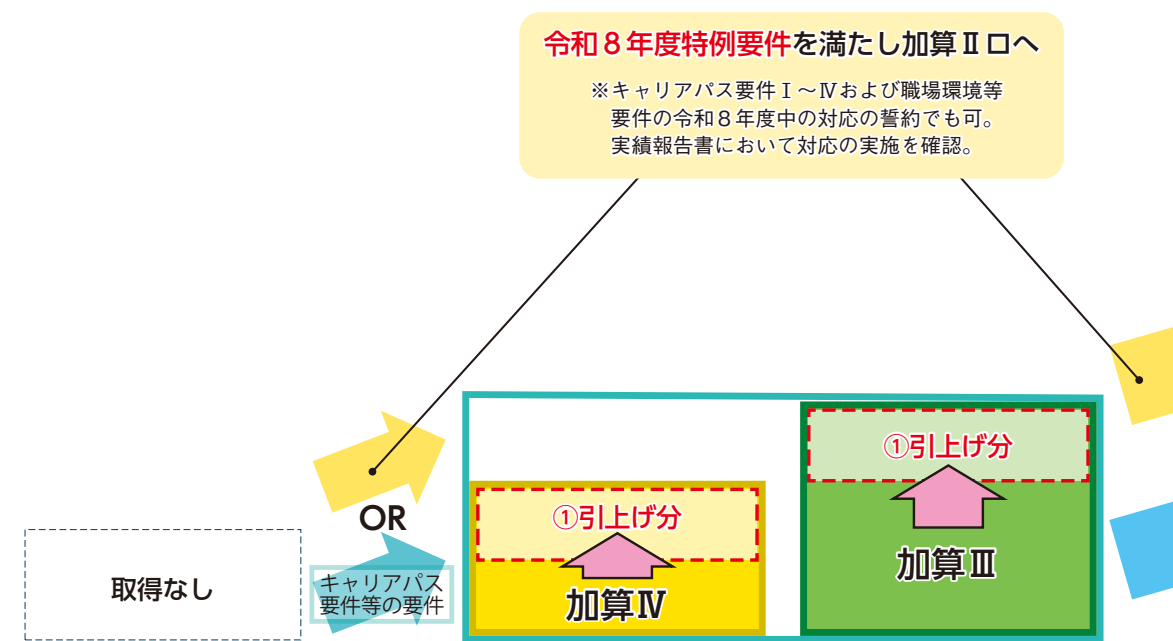
今回の処遇改善拡充は、①加算率の引き上げを行うとともに、②新たな区分と要件の創設による上乗せを行い、さらに、計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援へと③対象サービスの拡大が図られ新たな福祉・介護職員等処遇改善加算を新設するものであり、令和8年6月より実施されます。

具体的なイメージは、下の図のとおりとなっています。

新たな区分としては、これまで加算が設けられていたサービスにおける加算の（Ⅰ）（Ⅱ）が、それぞれ（Ⅰ）イ（Ⅱ）イとして設定され、さらに「令和8年度特例要件」を満たした場合に、より上位の区分となる（Ⅰ）ロ（Ⅱ）ロを算定できる見直しとなっています。

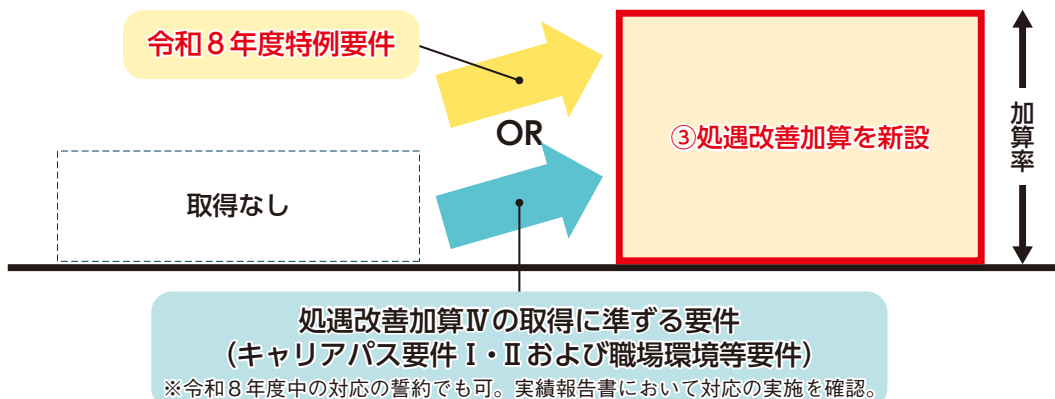
なお、従来の加算（Ⅲ）（Ⅳ）の要件を満たしている場合や、加算の取得を行っていなかった場

●現行の処遇改善加算の対象サービス



●新たに処遇改善加算の対象となるサービス

（計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援）

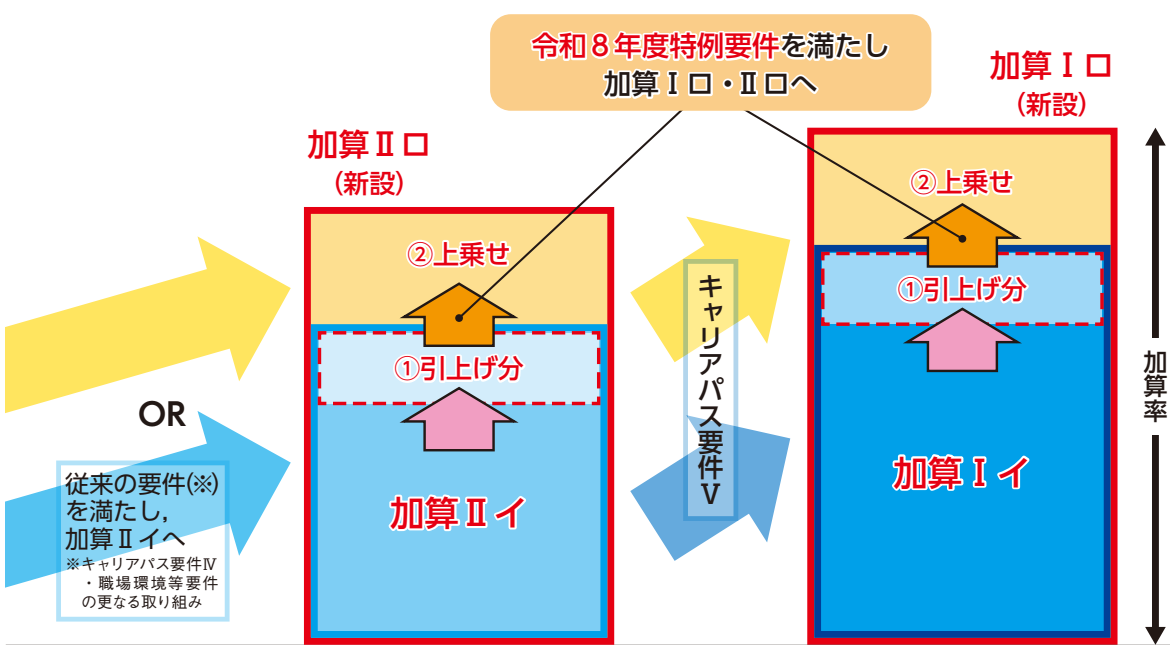


1-1 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充イメージ

合であっても、この「令和8年度特例要件」を満たすことによって、(Ⅱ)イ口の算定要件となっているキャリアパス要件Ⅰ～Ⅳおよび職場環境等要件について、令和8年度中に対応することを誓約することで、加算(Ⅱ)口を算定可能とする対応となっています。

新たに福祉・介護職員等処遇改善加算が設定されるサービスにおいては、これまで加算が設定されていたサービスにおける加算(Ⅳ)に相当する、キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱおよび職場環境等要件を満たすことが要件となっていますが、令和8年度中は誓約での対応が可能となっています。また、「令和8年度特例要件」を満たすことでの算定も可能です。

こうした拡充により、福祉・介護職員のみならず「障害福祉従事者」を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する、という枠組みが示されています(合計で福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)(定期昇給0.6万円込み)の賃上げが実現する措置)。



- 注) 令和8年度特例要件：ア)・イ)のいずれかおよびウ)を満たすこと
- ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取り組みを5以上(18⑳必須)
 - イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
 - ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分

※ア)・ウ)の要件は令和8年度中の対応の誓約で可。
実績報告書において対応の実施を確認。

【参考】「障害福祉サービス報酬の解釈（令和6年4月版）」の322頁～347頁

第1 居宅介護

算定構造→Web第2章附録2頁

1～4の2〔略〕

※【令和8年6月施行】「障害福祉サービス報酬解釈(令和6年4月版)」の342頁の「5」を差し替え

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	1 から 4 の 2 までにより算定した単位数の <u>1000分の446</u> に相当する単位数
ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	1 から 4 の 2 までにより算定した単位数の <u>1000分の456</u> に相当する単位数
ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	1 から 4 の 2 までにより算定した単位数の <u>1000分の431</u> に相当する単位数
ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	1 から 4 の 2 までにより算定した単位数の <u>1000分の441</u> に相当する単位数
ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	1 から 4 の 2 までにより算定した単位数の <u>1000分の376</u> に相当する単位数
ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	1 から 4 の 2 までにより算定した単位数の <u>1000分の302</u> に相当する単位数

【5・注】子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平18厚労告543・二）

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
 - (一) 当該指定居宅介護事業所等（介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当てに充てるものであること。
 - (二) 当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士（児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この(二)において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この(二)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額460万円以上であること。ただし、(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書に基づく取組数が一定以上の場合はこの限りでないこと。
- (2) 当該指定居宅介護事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施

方法その他の当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。）に届け出ていること。

- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該指定居宅介護事業所等の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (五) 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- (10) 居宅介護サービス費における特定事業所加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを届け出ていること。

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。
 - (二) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第128条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）に所属していること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ

イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。
 - (二) 連携推進法人に所属していること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

〔5〕福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱いについて〔第二・2・(1)・⑳〕

福祉・介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和8年3月31日付け障障発0331第1号、こ支障第78号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知））〔→276頁〕を参照すること。

②●福祉・介護職員等処遇改善加算等に関するQ & A（第1版）

(令和6年3月26日 障害福祉課・障害児支援課事務連絡)

障害福祉行政の推進につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和8年度における福祉・介護職員等処遇改善加算の取扱いについて、「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和8年度分）（令和8年3月31日付け障障発0331第1号、こ支障第78号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）においてお示ししたところ、別添のとおり、「福祉・介護職員等処遇改善加算に関するQ & A（第1版）」を送付いたします。

内容を御了知の上、管内市町村及び事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。また、本Q & Aは今後も随時更新しますので、御承知おきください。

なお、本事業の実施につきまして、引き続き下記厚生労働省コールセンターにおいて、障害福祉サービス等事業所からの問合せ対応を行います。

○ 福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0230（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

別添

【賃金改善方法・対象経費】

問1-1 賃金改善の基準点はいつの時点になるのか。

・ 「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（障障発0331第1号、こ支障第78号令和8年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）（以下「通知」という。）において、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を算定する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所施設又は障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、処遇改善加算の算定額に相当する福祉・介護職員その他の職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」といい、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）を実施しなければならないとしている。

・ 賃金改善の額は、処遇改善加算を原資として賃金改善を実施した後の実際の賃金水準と、処遇改善加算を算定しない場合の賃金水準との比較により、各障害福祉サービス事業者等において算出する。その際、処遇改善加算を算定しない場合の賃金水準は、原則として、初めて処遇改善加算、福祉・介護職員

処遇改善加算（以下「旧処遇改善加算」という。）、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「旧特定加算」という。）若しくは福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。）（以下、旧処遇改善加算、旧特定加算、旧ベースアップ等加算を合わせて「旧3加算」という。）又は交付金等（平成21年度補正予算による福祉・介護職員処遇改善交付金、令和3年度及び令和5年度補正予算による福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金、令和6年度補正予算による障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業における補助額のうち人件費として充てた分並びに令和7年度補正予算による障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業をいう。以下同じ。）を算定した年度の前年度における賃金水準とするが、この賃金水準を推計することが困難な場合には、令和7年度の賃金のうち処遇改善加算及び交付金等を原資とした額を控除して算出した賃金水準として差し支えない。

- ・ ただし、障害福祉サービス事業者等における職員構成の変動等により、現在の賃金水準と比較することが適切でない場合は、処遇改善加算を算定しない場合の賃金水準を、処遇改善加算を除いた障害福祉サービス等報酬の総単位数の見込額に基づく営業計画・賃金計画を策定した上で試算する等の適切な方法により算出し、賃金改善額を算出することとしても差し支えない。
- ・ また、障害福祉サービス施設・事業所（以下「障害福祉サービス等事業所」という。）を新規に開設した場合については、処遇改善加算を算定しない場合の賃金水準を、処遇改善加算を除いた障害福祉サービス等報酬の総単位数の見込額に基づく営業計画・賃金計画を策定する等の適切な方法により算出した上で試算する等の適切な方法により算出し、賃金改善額を算出することとしても差し支えない。

問1-2 前年度から障害福祉サービス等事業所の福祉・介護職員等の減少や入れ替わり等があった場合、どのように考えればよいか。

- ・ 実績報告書における①「令和8年度の加算の影響を除いた賃金額」と②「令和7年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額」の比較は、処遇改善加算及び旧3加算並びに交付金等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げていることを確認するために行うものである。
- ・ 一方で、賃金水準のベースダウン（賃金表の改訂による基本給等の一律の引下げ）等を行ったわけではないにも関わらず、事業規模の縮小に伴う職員数の減少や職員の入れ替わり（勤続年数が長く給与の高い職員が退職し、代わりに新卒者を採用した等）といった事情により、上記①の額が②の額を下回る場合には、②の額を調整しても差し支えない。
- ・ この場合の②の額の調整方法については、例えば、

- ・退職者については、その職員が、前年度に在籍していなかったものと仮定した場合における賃金総額を推計する
- ・新規採用職員については、その者と同職であって勤務年数等が同等の職員が、本年度に在籍したものと仮定した場合における賃金総額を推計する等の方法が想定される。

問1-3 「決まって毎月支払われる手当」とはどのようなものか。

- ・「決まって毎月支払われる手当」とは、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を指す。
- ・また、決まって毎月支払われるのであれば、月ごとに額が変動するような手当も含む。手当の名称は、「処遇改善手当」等に限る必要はなく、職能手当、資格手当、役職手当、地域手当等の名称であっても差し支えない。
- ・ただし、以下の諸手当は、処遇改善加算の算定、賃金改善の対象となる「賃金」には含めて差し支えないが、「決まって毎月支払われる手当」には含まれない。
 - －月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
 - －労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

問1-4 時給や日給を引き上げることは、基本給等の引上げに当たるか。

- ・基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げること、処遇改善加算の算定に当たり、基本給の引上げとして取り扱って差し支えない。また、時給や日給への上乗せの形で支給される手当については、「決まって毎月支払われる手当」と同等のものと取り扱って差し支えない。

問1-5 キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすために取り組む費用について、賃金改善額に含めてもよいか。

- ・処遇改善加算の取扱いにおける「賃金改善」とは

賃金の改善をいうものであるため、キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすために取り組む費用については、処遇改善加算の算定に当たり、賃金改善額に含めてはならない。

問1-6 最低賃金を満たしているのかを計算するにあたっては、処遇改善加算により得た加算額を最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるのか。

- ・処遇改善加算の加算額が、臨時に支払われる賃金や賞与等として支払われておらず、予定し得る通常の賃金として、毎月労働者に支払われているような場合には、当該加算額を最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるが、処遇改善加算の目的等を踏まえ、最低賃金を満たした上で、賃金の引上げを行っていただくことが望ましい。

問1-7 賃金改善額に含まれる法定福利費等の範囲について。

- ・賃金改善額には次の額を含むものとする。
 - －法定福利費（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等）における、処遇改善加算による賃金改善分に応じて増加した事業主負担分
 - －法人事業税における処遇改善加算による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分
- ・また、法定福利費等の計算に当たっては、合理的な方法に基づく概算によることができる。
- ・なお、任意加入とされている制度に係る増加分（例えば、退職手当共済制度等における掛金等）は含まないものとする。

問1-8-1 賃金改善実施期間の設定について。

- ・賃金改善の実施月（以下「支給時期」という。）については、必ずしも算定対象月と同一ではなくても差し支えないが、次のいずれかのパターンの中から、障害福祉サービス事業者等が任意に選択することとする。なお、配分のあり方について予め労使の合意を得よう努めること。

（例：6月に算定する処遇改善加算の配分について）

- ① 6月の労働時間に基づき、6月中に見込額で職員に支払うパターン
- ② 6月の労働時間に基づき、7月中に職員に支払

◆問1-2の図

例：

		勤続10年 (賃金35万円/月)	勤続5年 (賃金30万円/月)	勤続1年 (賃金25万円/月)	賃金総額 ※処遇改善加算及び 旧3加算を除く
令和7年度	実際の人数	10人(計4200万円)	5人(計1800万円)	5人(計1500万円)	7500万円
	調整後	5人(計2100万円) ※上記の10人のうち 5人は在籍しなかったものと仮定	5人(計1800万円) ※調整なし	10人(計3000万円) ※上記の5人に加え 5人在籍したものと仮定	6900万円
令和8年度	実際の人数	5人(計2100万円)	5人(計1800万円)	10人(計3000万円)	6900万円